

化学物質管理方針

当社が取扱う化学物質に係る化学物質管理方針
(以下、「方針」という。)を以下の通り定める。

1. 法令の遵守

当社が取扱う化学物質について、化学物質に係る各種法令を遵守する。

主な法令

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）
- ・労働安全衛生法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・消防法 等

2. 調達先からの化学物質情報の取得

当社が取扱う製品について、調達先からCOAとSDS等の化学物質情報を確実に入手する。

3. 方針の維持更新

方針が確実に実行されることを維持するため、代表取締役は毎年 1 回、方針のレビューを行い、必要な場合には方針を改訂する。

4. 方針の社内周知

当社で働く、または当社のために働くすべての人に方針を周知するため、各部門への説明、掲示板への掲示、回覧等を行い確実に周知する。

2024年6月1日

ATTO株式会社

代表取締役

青山 今子